

《法務局で死亡届の記載事項証明書を請求する際に必要なもの》

1. 亡くなられた方の戸籍（除籍）謄本

2. 亡くなられた方と申請人の続柄がわかる戸籍（除籍）謄本

（上記「1」でわかる場合は必要ありません。）

3. 請求事由（証明書の使いみち）がわかる書類

（厚生年金証書、簡易保険証書など）

4. 来庁者（申請人または代理人）の本人確認資料

①の場合は、いずれか1枚以上。

①がない場合は、②のいずれか1枚以上及び③のいずれか1枚以上。

②がない場合は③のいずれか2枚以上。

① 運転免許証、住民基本台帳カード（写真付き）、国又は地方公共団体の機関が発行した資格証明書又は身分証明書で写真が貼付されたもの等

② 国民健康保険等の被保険者証、年金証書、住民基本台帳カード（写真なし）等

③ 学生証、法人が発行した身分証明書若しくは国若しくは地方公共団体が発行した資格証明書（①を除く）等で写真が貼付されたもの

★ 代理人の方が申請される場合には、上記のほかに、委任状及び代理人の方の本人確認資料（上記4と同じ）が必要です。

☆ 委任状を除き、上記の書類は確認後にお返しします。

■■■■くわしくは盛岡地方法務局戸籍課へお問い合わせください。■■■■

〒020-0045 盛岡市盛岡駅西通一丁目9-15 盛岡第2合同庁舎4階
盛岡地方法務局戸籍課 ☎019-624-9856（直通）



! ご注意ください!!

<< 平成23年12月26日(月) 移転 >>